

## 難病患者への障害福祉サービスについて

平成 25 年 4 月 1 日から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、障害者の範囲に難病等が新たに加わり、別紙の対象疾患による障害のある方についても、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能となりました。

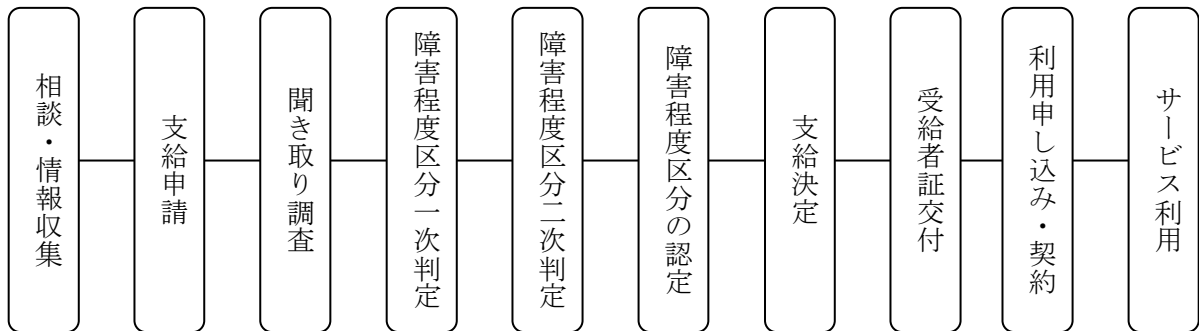
### 1 利用方法

対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）をお持ちいただき、市役所障害福祉課へ申請してください。（県決定となる障害児入所支援については児童相談所へ）

その後、聞き取り調査、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経る中で、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

自立支援給付の介護給付（3の表の※）の各サービスの利用については、それぞれのサービスで定められた基準以上の障害程度区分の認定が必要となります。

### 2 利用手続き（自立支援給付の場合）



### 3 障害福祉サービスの体系

#### (1) 自立支援給付

	事業名	内容
介護給付※	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成 26 年 4 月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大する予定）に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

介護給付※	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）（平成26年4月から共同生活援助（グループホーム）に一元化する予定）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## （2）補装具費支給

障害により失われた身体機能を補完・代替するものとして、医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき、身体に適合するよう作成され、同一製品につき長期間にわたり継続的に使用される補装具について購入・修理費用を支給します。

補装具の種目：義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置、盲人用安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器

### (3) 地域生活支援事業

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚障害者等が日常生活または社会生活上必要な用務を行う際に、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。 給付品目：特殊マット、特殊寝台、訓練用ベッド、入浴補助具、移動用リフト、T字杖つえ、ネブライザー、パルスオキシメーターなど
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	在宅の障害者の地域生活を支援するため、日中の活動場所を提供します。 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
その他の事業	自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、次の事業を行います。 訪問入浴サービス事業、在宅障害者タイムケア事業、障害児自立サポート事業、リフト付きバス運行事業、身体障害者用自動車改造費助成 ほか

### (4) 児童福祉法に基づくサービス（障害児対象）

事業名	内容	
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	児童発達支援の内容に加えて医療的ケアを行います。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	主に障害児施設にて従事している相談員や保育士が施設に行き、障害児本人と訪問先スタッフに対して必要な支援を行います。
障害児入所支援（県決定）	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	